

環 評 審 第 1 6 号
平成 1 6 年 9 月 6 日

沖縄県知事
稲 嶺 恵 一 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会 長 津 嘉 山 正 光

新石垣空港整備事業に係る環境影響評価準備書の審査について（答申）

平成 1 6 年 5 月 1 4 日付け沖縄県諮問文第 1 号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。

新石垣空港整備事業に係る環境影響評価準備書について

新石垣空港整備事業は、石垣島東部の白保地区において計画されているものであるが、当該事業実施区域及びその周辺域においては、小型コウモリ類やカンムリワシをはじめとする希少な動植物が数多く生息・生育しており、また、前面海域には豊かなサンゴ礁が広がり、その南側の白保地先の海域には、北半球最大級のアオサンゴ群落が存在している自然度の高い地域となっている。そのため、当該事業実施区域の一部及びその周辺域は、「自然環境の保全に関する指針[八重山編]」(平成10年3月、沖縄県)において、「自然環境の保護・保全を図る区域」と評価されており、事業実施区域の前面海域についても、「自然環境の厳正な保護を図る区域」と評価されているところである。

また、当該事業は、事業の実施に伴う工事中における建設機械の稼働等や供用後における航空機の運航等の事業特性を有しており、その周辺地域や飛行経路下には集落が存在している。

以上のような、環境保全上特段の配慮を要する重要な区域で、かつ、陸域と海域の生態系をつなぐ移行帯となっている区域において、規模の大きな土地の形状の変更が行われることから、当該事業に係る環境影響評価において、適切に予測、評価を行い、環境保全措置を十分に検討することによって、当該事業の実施に伴う環境への負荷を可能な限り低減し、地域の自然環境及び生活環境の保全に万全の措置を講じる必要がある。

しかしながら、当該事業に係る環境影響評価準備書において示された調査結果の整理・解析、予測及び評価の結果並びに環境保全措置の検討の内容については、さらに検討が必要と考えられることから、下記の事項について、十分かつ適切に対応させて、環境影響評価書を作成させること。

記

【全体的事項】

1 予測・評価に係る全体的事項について

(1) 当該事業の実施による環境への影響の予測・評価に当たっては、当該地域を対象としてこれまでに行われてきた各種調査結果等を参考に、環境状況の過去からの変遷についても把握させた上で、再度、科学的かつ客観的に予測・評価させること。
また、それに伴って、環境保全措置の内容をさらに検討させること。

(2) 再度の予測・評価に伴う環境保全措置のさらなる検討に当たっては、環境影響をできる限り回避、低減するための措置を十分に検討させた上で、必要に応じ、代償措置を検討させること。

(3) 再度の予測・評価及びそれに伴う環境保全措置のさらなる検討に当たっては、改

めて、専門家の指導・助言を十分に受けさせること。

(4) 地域の概況や調査結果の概要及びその整理・解析の結果並びに予測及び評価の結果については、より正確により丁寧に分かりやすく記載させること。

(5) 予測において「事例の引用又は解析」として活用している南大東空港等の事例については、空港の規模や土地利用状況等の地域特性及び事業特性に関する当該事業との類似性、及び類似事例としての妥当性を十分に示させること。

2 対象事業の内容に関する事項について

対象事業の内容に関する事項のうち、緑化計画については、切土・盛土部の工法や構造を示させた上で、次の事項を含めてより詳細な内容を示させること。また、緑化計画については、当該事業の実施による生態系と景観への影響の予測・評価の結果も併せて検討させるとともに、当該地域の潜在自然植生を考慮させて現地の植物を選定させ、浸透ゾーンや調整池及びその周辺域の緑化についても検討させること。

(1) 緑化する区域及び当該区域ごとの面積

(2) 現段階で予定している緑化する区域ごとの植物の種類

(3) 緑化に用いる現地の植物の種子や苗を確保する方法

(4) 種子や苗を購入する場合における現地の植物であることの確認の方法

(5) 緑化を行う業者への啓発等の方法

【大気環境関係】

3 大気質に係る予測・評価について

(1) 大気質の予測における事業実施区域の気象の代表性を検証するための石垣島地方気象台と事業実施区域における気象データの相関については、事業実施区域における風速の測定点の高さを、石垣島地方気象台の測定点の高さに補正した場合の各風速値を用いて検証した結果についても追加させ、予測・評価の際に考慮させること。

(2) 風速の相関図や風配図を作成するに当たっての解析の条件について明らかにさせること。

4 航空機騒音に係る予測・評価について

(1) 航空機騒音に係る予測条件について、新石垣空港の需要予測から、平成33年度における定期便の日便数を用いることの妥当性を示させること。

(2) 航空機騒音に係る予測・評価については、新石垣空港に対しては離島にある空港のために航空機騒音に係る環境基準が適用されないこと、また、当該事業においては、夜9時までの運用時間を予定し夜10時から翌朝の7時までの夜間の時間帯における航空機の運航が予定されていないことから、「小規模飛行場環境保全暫定指針について」(平成2年9月環大企第342号)を参考に、主観的反応とよい対応を示

す調査結果が多いと言われている時間帯補正等価騒音レベルについても、予測・評価において考慮させること。その際の時間帯補正等価騒音レベルは、昼夜平均騒音レベル（ L_{dn} ）とさせ、石垣空港と新石垣空港における、機種と便数を考慮した等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）等の騒音状況を比較検討した結果も示させること。

【水環境関係】

5 土砂による水の濁りについて

(1) 浸透ゾーン及び調整池について

ア 予測の前提としての地下浸透方式については、土粒子による浸透層の目詰まりに伴う透水係数の低下が考えられること、及び近年の降雨強度等を考慮させて、浸透ゾーンの規模算定に当たっての降雨強度が適切なものであるのかを再検討させること。その際は、その計算過程や浸透ゾーンの透水係数、より詳細な構造等についても示させること。

イ 南側調整池の規模に関し、次の事項を明らかにさせるとともに、近年の降雨強度を考慮させて再検討させること。

(ア) 浸透面積の変更の内容

(イ) 底面に浸透機能を持たせた構造

(ウ) 透水係数

(エ) 難透水性のトムル層区域において浸透処理を基本とした理由

(オ) 規模決定の計算過程

(2) 浸透ゾーン及び南側調整池において地下浸透される濁水について、浸透層のろ過機能を具体的に示させること。また、その結果から、必要に応じて、浸透層のろ過機能を高める措置を検討させるとともに、必要に応じ、地下水の水質（地下水の濁り）へ与える影響についても予測・評価させること。

(3) 河川における赤土等の土砂による水の濁りについては、調査結果をより詳細に解析させることにより、降雨と濁水の河川への出水との関係をよりの確に把握させた上で、再度、予測させること。

(4) 海域における赤土等の土砂による水の濁りの予測については、赤土等の堆積による影響についても行わせること。

(5) 環境保全措置（赤土等流出防止対策）について

ア 赤土等流出防止対策については、濁水の集水方法や浸透ゾーン・調整池・機械処理設備の維持管理方法等も含めて、より具体的に示させること。また、カラ岳の切削部分に対する赤土等流出防止対策及び切削後の対策についても明示させること。

イ 機械処理設備で用いる凝集剤については、複数の凝集剤について比較検討させた上で、環境への負荷の少ない種類を選定させること。また、当該凝集剤の管理方法等についても示させること。

ウ 台風等の異常時等において機械処理設備が使用できない場合や、浸透ゾーン及び調整池の計画容量を超える濁水量が発生した場合における、濁水の濃度を可能な限り低減する対策を検討させること。

6 地下水に係る予測・評価について

(1) 地下水に係る予測における地下水位が低下するとの予測結果について、予測モデルの特性による影響であるのか流域外への地表流の排水（地下水涵養量の減少）の影響であるのかを明らかにさせること。

(2) 当該事業の実施に伴う地下水への影響を低減させるために、地下水位を変化させないことを目標に、雨水を地下浸透させるドレーン層を盛土構造に設置するとしているが、地下水が沖合の海底から湧出することや沿岸域（砂浜等）からしみ出す可能性があることから、沖合において湧水口が確認されない場合でも、予測の不確実性が伴うことから実施するとしている供用後の事後調査の項目に、沖合の海域における塩分濃度、全窒素、全リンも追加させること。

【土壌環境関係】

7 地形・地質に係る予測・評価について

(1) 地形に係る予測・評価について

ア 当該事業の実施に伴う地形への影響については、調査結果をより丁寧に分かりやすく整理させ、また、より詳細に解析させて、段丘等に関する細かい地形についても把握させた上で、再度、予測・評価させること。

イ 当該事業実施区域内に存在する洞窟については、各洞窟の地表面からの深さや奥行き、切土・盛土の程度、及び鍾乳石や石筍等の二次生成物の有無等を示させるとともに、残される洞窟については、当該事業の実施に伴い落盤等によって崩壊するおそれについて検討させ、必要に応じ、洞窟の物理的形狀を維持する措置を検討させること。

(2) 地質への影響については、琉球石灰岩の層厚等についても示させた上で、不整合面の改変の程度について予測・評価させること。

【自然環境関係】

8 動物・植物に係る全般的事項

(1) 工事着工後において、環境影響評価の際に確認されていない希少性の観点からの貴重種や学術的な観点からの重要種及びその他の貴重種・重要種に相当する種が確

認められた場合には、関係機関に報告させるとともに、専門家の指導・助言を十分に受けさせて適切な措置を講じさせること。

(2) 事業の実施による大気質や水質等の各環境要素への影響に伴って生じる動植物への影響は、それぞれの種の生態や生息・生育場所等によって、その影響の内容や程度が異なるものであることから、予測対象種ごとの生態等を考慮させて予測・評価させること。

(3) 希少な動植物の生息・生育に関する情報については、公開に当たって種及び場所を特定できないようにするなどの動植物の保護のための配慮が必要であるが、環境影響評価において重要な情報であることから、密猟や盗掘等のおそれのない範囲内で、それらの情報が確認できる方法を検討させること。

9 陸上植物に係る予測・評価について

(1) 予測・評価について

ア 植物に係る予測・評価に当たっては、調査結果を、調査方法に基づいてより正確に整理・解析させること。

イ 造成等の施工による一時的な影響のうち土地改変による影響の予測においては、予測対象種としている植物種のうち、改変区域内で確認された重要な種で工事前の移植が必要と考えられる移植対象種について予測しているが、移植対象種以外の重要な植物種が消失することの影響の程度を予測させるとともに、移植対象種として選定した種の個体群の存続に影響があると考えた根拠について明らかにさせること。

ウ 飛行場の存在による影響の予測において、予測対象種の選定を工事の実施と同様とするとしているが、工事の実施による影響の予測における改変区域外の種数と、飛行場の存在による影響の予測における空港の近傍で生育を確認した種数とが異なることから、「空港の近傍」の範囲を明らかにさせるとともに十分に確認させること。

(2) 環境保全措置について

ア 環境保全措置については、植物への影響の回避・低減の検討結果を示させるとともに、代償措置にあっては、回避・低減が困難である理由を示させること。

イ 移植対象種の選定については、人為的利用の観点ではなく、地域個体群の維持の観点から検討させるとともに、その選定した根拠を具体的に示させること。

ウ 移植計画については、移植対象種の移植方法や移植先、当該移植先が適地かどうか等の具体的な内容を示させること。また、その際は、改変する部分に生育し

ている植物を、緑化に当たっての資源として活用することについても検討させること。

10 陸上動物に係る予測・評価について

(1) 予測・評価について

ア 動物に係る造成等の施工による一時的な影響の予測において、重要な動物種に該当するものを予測対象種としながら、移動能力のある鳥類を除外し、また、工事前の移動等の環境保全措置が必要な種について予測しているが、造成等の施工の際、自ら移動していくものと考えられる鳥類を含む移動能力の高い種については、移動能力の程度や移動可能な地域の有無、移動先での生息状況の変化等の影響についても検討する必要がある。また、移動能力が低い種のうち「工事前の移動措置」の対象としない種への影響についても検討する必要がある。以上のことから、調査結果をより詳細に解析させた上で、鳥類や「工事前の移動措置」の対象外の種も含めた動物の予測対象種への影響の程度も予測させること。

イ 飛行場の存在により生息環境が消滅又は減少する種についての影響の予測に当たっては、当該種の他地域への移動又は生息面積の減少による生息数や食性の変化等の生息状況への影響、及び植生環境の変化に伴って変化する生息環境の改変の程度について、より慎重に予測させること。

ウ 航空機の運航に伴う影響として、鳥類と航空機との衝突による影響については、現石垣空港と新石垣空港における便数や周辺の環境状況、植生の変化に伴って新石垣空港周辺域を利用すると予測される鳥類の種類、及びそれらの鳥類の生態等をより詳細に比較検討させた上で、再度、予測させること。

エ 飛行場の施設の供用に伴う影響として、照明施設の設置による影響については、現在のところ光源の強さ等の差による種ごとの影響の違いに関する知見がないことを考慮させて、また、波長の長い赤色灯であるために影響が小さいとする根拠について具体的に示させた上で、より慎重に予測させるとともに、予測の不確実性の程度を考慮させて事後調査の実施を検討させること。

(2) 環境保全措置について

ア 移動対象種については、その選定した根拠を具体的に示させるとともに、より慎重に選定させること。

イ 移動対象種の移動方法や移動先、当該移動先が適地かどうか等の具体的な内容を示させること。なお、移動先の検討に当たっては、環境の多様性や安定性、餌の多様性等の環境の豊かさを表す指標となりうるクモ類に関する調査結果を活用させること。

11 海域生物に係る予測・評価について

- (1) 海域生物に係る予測・評価においては、赤土等の堆積による影響についても行わせること。
- (2) サンゴ類への影響については、各種調査結果等を参考に把握した環境状況の過去からの変遷や、近年の海水温及びサンゴ類の白化現象の状況、及びこれまでの赤土等の堆積状況等から、現況のサンゴ類の健全度や活力についても推察させて、予測・評価に当たって考慮させること。また、予測の結果については、その根拠を具体的に示させること。

12 生態系に係る予測・評価について

- (1) 陸域生態系への影響については、調査結果をより正確に十分に整理・解析させた上で、再度、予測・評価させること。その際は、次の事項を明らかにさせるとともに予測に当たって考慮させ、また、予測方法で示されたインパクトフロー図に沿った予測の箇所が分かるように示させること。

- ア 基盤環境と生物群集との関係
- イ 生態系の構造・機能
- ウ 注目種の種内関係・その他の種との種間関係
- エ 類型区分した各生態系間の関係
- オ 事業の進捗に応じた上記(ア)～(イ)の総合的な把握

- (2) 生態系の基盤環境に係る予測・評価について

生態系の基盤環境と生物群集との関係による生態系への影響については、類型区分した基盤環境が、事業の実施によりどのように変化し、それに伴って生物群集との関係がどのように変化するかについて予測・評価させること。その際は、類型区分間の関係について考慮させるとともに、次の事項についても明らかにさせること。

- ア 類型区分の妥当性
- イ 環境保全措置としての「植生の復元」及び「生息環境の確保」の具体的内容
- ウ 「段丘 - 二次林」及び「残丘 - 樹林地」に小型コウモリ類の生息洞窟があることで、調査地域全体では小型コウモリ類の生息場所が確保されるとする根拠

- (3) カムリワシに係る予測・評価について

- ア カムリワシへの影響の予測に当たっては、調査結果について、再度、より詳細に整理・解析させること。またその際は、次の事項についても示させること。
 - (ア) 繁殖期にカムリワシが移動してくる地域
 - (イ) メッシュ区画内に個体がいたことを確認した手法
 - (ウ) 利用環境選択の有意差を確認した手法
 - (エ) 採餌場所のメッシュ区画単位での利用頻度の割り出し方法

イ カンムリワシへの影響については、前記アにより調査の結果を再度整理・解析した結果及び次の事項を考慮させて、再度、予測・評価させること。

(ア) 生態系の総合的な把握の結果

(イ) 行動圏の内部構造について、当該行動圏として利用される理由・環境状況等
(ウ) 飛行場の存在による影響の予測においては、食物連鎖及び生息場所の改変の程度

(エ) 空港施設の存在による影響の予測においては、南大東空港・北大東空港と新石垣空港との事業特性及び地域特性の詳細な違い

(オ) 設置する航空障害灯の大きさ・改変面積、営巣木との位置関係等

(カ) 70dB(A)以上の騒音が13回発生することによる影響の程度

(4) ハナサキガエル類に係る予測・評価について

ア ハナサキガエル類への影響については、陸域生態系の総合的な把握の結果を考慮させて、再度、予測・評価させること。

イ 環境保全措置について

(ア) ハナサキガエル類への環境保全措置として新たに創出しているビオトープについては、実施の有無を含めた具体的な内容や実施主体等を明らかにさせること。

(イ) ハナサキガエル類の移動については、移動先における移動後の種間関係等を考慮させて、また、より情報を収集させて、具体的な内容を検討させること。

(5) セッカに係る予測・評価について

ア セッカに係る調査結果の整理・解析の方法について、具体的に示させること。

イ セッカへの影響については、事業の進捗に応じた陸域生態系の総合的な把握の結果を考慮させて、再度、予測・評価させること。その際は、次の事項について明らかにさせるとともに予測に当たって考慮させること。

(ア) セッカが一時的に周辺域に移動することによる生息密度等の生物間のバランス

(イ) 類似事例として那覇空港及び国道331号に接した場所の事例を活用することの妥当性

(ウ) 飛行場の存在時においても生息環境が確保されとする根拠

(6) 小型コウモリ類に係る予測・評価について

ア 小型コウモリ類への影響については、調査結果をより詳細に正確に分かりやすく整理・解析させた上で、再度、予測・評価させること。その際は、次の事項を明らかにさせるとともに予測に当たって考慮させること。

(ア) 事業実施区域内においてコウモリ類が利用しているいくつかの洞窟が消滅することに伴う、生息数・生息密度の変化、移動先における他の生物との関係、

食性・行動様式の変化、及びそれらの変化による特定の種への影響

- (イ) 小型コウモリ類の個体群及び個体群の維持に必要な個体数・生息面積への影響の程度
- (ウ) 小型コウモリ類の種ごとの、それぞれの洞窟の価値、利用状況等
- (エ) 小型コウモリ類が利用している洞窟の改変区域との位置関係や地表面からの深さ、奥行き、及び洞窟内の広さ、形状、温度、湿度、地下水の状況等の環境条件等
- (オ) ねぐらの消失に係る予測における個体数の変動、洞窟の許容量等
- (カ) 事業実施区域内の洞窟への他の洞窟からの移動事例
- (キ) 集団遺伝学的分析に関するサンプル採取の詳細な内容
- (ク) 集団遺伝学的分析における、主成分分析の手法の妥当性、変数、個体数等の詳細な情報
- (ケ) No.19とNo.35-1の洞窟が遺伝学的に隔離されているとする根拠
- (コ) 確認された採餌場所の具体的な状況
- (サ) 食性の季節変化、年変化と小型コウモリ類の生態・生息状況等との関係
- (シ) 事例の引用又は解析による予測の場合は、活用する事例の妥当性

イ 建設機械の稼働等及び航空機の離発着に伴う騒音・振動による小型コウモリ類への影響の予測においては、可能な限り、洞窟内部へのそれらの騒音・振動の影響の程度についても考慮させること。

その際、小型コウモリ類への航空機騒音による影響については、洞窟の地表面からの深さや奥行き、及び航空機騒音の騒音レベルや周波数分析の結果並びに航空機の運航時間帯と小型コウモリ類の採餌・出産等の活動時間帯との関係を十分に考慮させて、より具体的に予測させること。

ウ 環境保全措置について

(ア) 当該事業実施区域内で小型コウモリ類の生息が確認され、残置することとされているA洞窟及びD洞窟については、将来においても小型コウモリ類の生息環境として残される措置を検討させること。

(イ) 代償措置としての人工洞の新たな創出に当たっては、現在小型コウモリ類が利用している洞窟や他の人工洞の事例等から、小型コウモリ類の利用に適した洞窟の規模や深さ、形状、温度、湿度、洞窟の位置、収容力、周辺環境等の様々な環境条件と、個体数、生息場所、種ごとの生活様式等との関係及びその設置場所並びに人工洞をコンクリートで造る場合にあっては、コンクリートの材料特性を考慮した経年変化について詳細に検討させるとともに、人工洞における環境条件等を検証するための実験洞に係る取組方針を明確に示させ、より本格的なものとすることを検討させること。

また、現在、小型コウモリ類が利用することが確認されている既存の人工洞について、小型コウモリ類がより利用できるように、当該人工洞の環境状況をより充実させることについても検討させること。

- (ウ) 小型コウモリ類の移動経路及び餌場への環境保全措置として示している樹木の植栽については、現在の緑地環境における環境条件を十分に把握させた上で、持続して樹林が存在できるように、その内容を具体的に検討させること。また、その植栽の範囲については、事業実施区域南側の海岸線の範囲も含めて、より広いものとすることを検討させること。
- (エ) 洞窟の入り口付近において、照明による光の明るさがどの程度になるのかを考慮させて、遮蔽植栽等の照明に対する環境保全措置を検討させること。
- (オ) 建設機械の稼働等及び航空機の離発着に伴う騒音・振動による小型コウモリ類への影響の再度の予測の結果から、必要に応じ、洞窟入り口付近への防音壁の設置等の環境保全措置を検討させること。
- (カ) 人工洞を設置する予定の場所によっては、必要に応じ、人工洞を設置する工事そのものに伴う環境への影響についても考慮させること。

エ 事後調査について

- (ア) 小型コウモリ類の事後調査項目については、餌生物の状況を追加させること。また、当該項目に係る調査については、小型コウモリ類との食性関係が十分に把握できるような方法を検討させること。
- (イ) 工事直前から供用後3年間までとしている調査時期について、その延長を検討させること。
- (ウ) クモ類は、中間捕食者であるために、その量の多さは食物連鎖の規模の大きさを反映する一つの要素となっている可能性が高く、また、その種構成は様々な環境比較をするための指標となりうるなど、環境の豊かさを表す指標となりうるものであることから、陸域生態系の構造に係る事後調査項目として、クモ類を追加させること。

(7) 生態系の機能と構造に係る予測・評価について

- ア 生態系の構造に係る予測においては、生態系の類型区分ごとにおける垂直構造・水平構造、種の構成、食物連鎖が事業の実施によってどのように変化するのかについて予測させ、その結果から、影響の程度について評価させること。

- イ 生態系の機能と構造に係る予測における環境保全措置による効果については、その内容と効果の根拠について明らかにさせること。

【人と自然との触れ合い関係】

13 景観に係る予測・評価について

- (1) 景観の予測手法について、より具体的に説明させること。
- (2) 眺望景観に係る予測・評価においては、カラ岳、タキ山、カタフタ山、水岳に設置される航空障害灯の影響についても示させること。また、カラ岳の形状が変化することによる眺望景観への影響についても予測・評価させること。

(3) 囲繞景観への影響については、海域も含めたより広い範囲で、より詳細に類型区分を行わせた上で、再度、予測・評価させること。その際は、囲繞景観の普遍的価値、固有価値の認識項目の設定や判断の根拠を具体的に示させること。

(4) 眺望景観及び囲繞景観についての環境保全措置については、再度の予測・評価の結果から、緑化以外の措置についても検討させること。

【環境保全措置】

14 環境保全措置について

(1) 環境保全措置の検討については、環境影響の回避・低減措置の検討結果を示させるとともに、代償措置にあっては、回避・低減が困難である理由をより具体的に示させること。

(2) 環境保全措置の検証については、複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で環境影響が回避・低減されているかどうかを検証させること。

(3) 環境保全措置の検討及び検証に当たっては、専門家の指導・助言を十分に受けさせて慎重に検討させるとともに、効果の不確実性を考慮した環境保全措置としての妥当性を検討させること。また、環境保全措置の実施に当たっては、必要に応じ、別途、当該措置を試験的に実施させて検討させるとともに、その内容に応じて、着工後の早期の段階から環境保全措置についても着手させること。

(4) 予測の前提としている環境保全措置についても、第7章において整理させること。

【その他】

15 新石垣空港周辺の土地利用等について

(1) 事業者として、当該事業の実施に伴って発生するゴルフ場や農地の残地を含めた当該事業実施区域周辺域に対する環境保全計画等を可能な限り検討させるとともに、新石垣空港の整備に関連して発生することが想定される土地利用によって生じるおそれのある環境への影響について、都市的土地利用の抑制等の適切な措置が講じられるよう、関係機関とも連携を図らせながら、事業者として実行可能な措置を講じさせること。

(2) 新石垣空港の整備後のゴルフ場の残地の所有者が事業者以外の者である場合には、当該残地での環境保全措置に係る当該所有者との協力や環境保全措置等の内容について、具体的に示させること。

(3) 文献等による情報の収集・整理については、当該文献等の活用が客観的なものとなるように、慎重に行わせること。